申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		指定地域地域密着型介護予防サービス事業者の指定
根拠法令及び条項		介護保険法第１１５条の１２第１項
所管部課係名		いきいき健康部介護保険課事業計画係
審査基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 法令により具体的に規定し言い尽くされているため
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	３０日
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）